

誓 約 書

当機関は、一般社団法人産業環境管理協会 環境マネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、「CEAR」という。）の承認審査中及び承認登録の有効期間中において以下の項目を順守することについて誓約いたします。

1. 要求事項等との合致と順守

当機関は、環境マネジメントシステム審査員研修機関の業務を TE1100、TE1200 における機関の義務を順守するとともに、当機関の申請に対して適用される各基準の要求事項に合致させます。

2. 情報の提供

当機関は、承認に必要なすべての情報を提供いたします。

3. 承認審査の受入れと協力等

3.1 当機関は、CEAR が行う初回審査、サーベイランス、更新審査、承認範囲拡大審査、及び CEAR が必要と認めて実施する全般的又は部分的審査（以下、「承認審査」という。）を受入れるとともに、協力いたします。

3.2 当機関は承認審査及び当機関の苦情処理を調査するために、CEAR が、当機関の文書の調査、必要な場所への立入り、記録の閲覧及び職員への接触を行うことを認めます。

3.3 当機関は、当機関が開催する研修コースのうち、CEAR が要求するすべての研修コースに、CEAR が立会うことを認めます。また、CEAR が立会う研修コースの参加者へは、当機関が事前に了解を取ります。

4. 変更の通知

承認の基準に関連する事項に変更が生じた場合は、当機関は、速やかに CEAR に通知します。

5. 料金の支払い

当機関は、承認審査の結果のいかんにかかわらず、CEAR 料金表に基づいて CEAR が請求する承認に係る料金を所定の期日までに支払います。なお、支払い済み料金については、返却されないことを了承します。

6. 承認マークの使用

当機関は、承認マークの使用に当たっては、「環境審査員研修コース承認マーク規程」を順守するとともに、その最新版の条件に従って承認の有効期間中に限り使用いたします。

7. 苦情及び異議申立ての報告

当機関は、承認された研修コース業務に関するすべての苦情及び異議申立ての記録と、それに対してとられた対応処置を記録し、CEAR の要求に応じて、書面にて報告します。

8. 責任の限度

当機関は、CEAR の行為に伴って生じた当機関の損失、損害等又はその付随的支出について、CEAR のいかなる組織又は個人に対しても責任を求めません。ただし、損失、損害等の原因が、CEAR の故意の不正行為によるものである場合は、この限りではありません。

20 年 月 日

申請法人名称

代表者役職・氏名

印